

## ■(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)に対する現時点でのご意見について

番号	ご意見
<b>今後の取り組み方針について</b>	
1	設計者がきちんと理解することができるように、周知が必要。説明会等の開催により、周知を図る必要がある。
2	設計者だけでなくクライアント、管理者を含め福祉のまちづくりへの理解を深め、多様なニーズをしっかりと把握するよう教育することが大事である。
3	勉強会だけではなく推進委員会(審議会の前身)の際の研究会のような取り組みも必要。
4	総論と計画概論に書くべきは、理念・計画論・設計論。国ガイドライン(建築・交通)にも一定の内容が記載されているが、大阪府ガイドラインとしては、さらに、全体的な考え方・理念等の中に、障害者の自立・ユニバーサルデザインに関する内容、地域の特性による内容、多様なニーズ・新しいニーズに関する内容を記載し、ガイドラインのタイトルにもよるが、駅・道路等公共施設の扱いについて考える必要がある。計画論・設計論の中に目的や目標を実現するための設計の考え方・設計手法、公的施設の当事者参画・参画事例、小規模店舗における改善事例を記載するべきと考える。また、記載を検討したい項目としては、防災や避難のバリアフリー、観光施設や寺社仏閣のユニバーサルデザインがある。
<b>構成に関する意見</b>	
5	●:法・条例の基準、♡:望ましい整備、☆:設計上参考となる基準を基準・図の両方で解説してあり、大変使いやすいと思います。
6	最初に条文や沿革があると、事業者や府民の方は見る気がなくなると思われます。序章の内容は「大阪府福祉のまちづくり条例について」として後編にしたほうが利用度と理解度が上がるのでは。対象かどうか、基準が知りたいという人は、後編でも必ず見るので。条例前文のみ前編最初に。
7	高齢者、障がい者等の中に含まれますが、国の方針として重視されている妊婦への配慮、子育て支援について、目的のところで積極的に触れるべき。内容全般でも配慮は当然。
8	ガイドラインについては、各項目とも事務局案を支持。時代の流れや環境の変化等による見直しには、当然利用者の利益向上に繋がるべき。高い目標を達成するためには、利用者の意見を好く聞くことが何よりも肝要。
9	障害者差別解消法が平成28年4月から施行されるが、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供(行政は法的義務で、事業者は努力義務)をとりあげている。障害者差別をなくしていく視点から、当法の説明を入れて民間建設業者にも周知されたい。
10	日本は昨年、障害者権利条約の批准も果たし、国内法の改正も進められてきた。「府まち条例」改正にあたっては、基準の見直しだけでなく、前文の改正が必要だと考える。具体的な意見として、「障害者権利条約」に謳われている「他の者との平等を基礎とする」という文章・理念を、基本的な視点として加えるべきと考える。
11	府の実施している、差別解消ガイドライン検討や経過、パブリックコメントでの障害者意見の内容も踏まえ、「府まち条例」課題の抽出を行う必要がある。 (先日行われた、大阪府・差別解消部会の意見聴取(アンケート)では、ある障害団体からエレベーターのサイズに関する意見があげられていた。そのようなものも検証の材料の1つとするべきでは、ということ。)
12	いきなり各部位についてのみ書かれているのは、審査する側の視点ではないでしょうか。作る側の視点、利用する側の視点から考えると、それぞれの立場の方が、どのようなことに困るのかという、全般的なことや部位共通のことをまず把握したい。その後に各部位のこと。上記により一例に過ぎない各部位の説明や数字の意味するところが理解できるし、与条件の範囲で柔軟な判断によりよりよい計画ができると思います。
13	高齢者、それぞれの障がい者、妊婦、子育て中などの立場の方の必要条件や困るところなどは、当事者からよく意見を聞いて、長い文章ではなく簡潔な箇条書きに。
14	「知的障害・発達障害支援設備」の項目を立ててください。多くの建築物における事項から分けした方が分かりやすいため。
15	音声に代わる手話、文字、サイン(絵など)情報の表示機器 現行ガイドラインには、「フラッシュベル」「電光表示板」の語句が使われているが、現在は、いろいろな製品が開発されている。そこで、手話で会話できるようにするための顔や胸上部が見えるモニターや文字情報や様々な図や写真を表示できるディスプレイが普及しているので、例えば「手話会話ができるモニター」「文字情報や様々な図などを表示できるディスプレイ」というふうに、統一表示されたい。

番号	ご意見	
<b>プロセス等に関する意見</b>		
16	委員所属団体以外のガイドライン適用事業者団体に対する意見等のとりまとめの方法とその時期についてはどのような予定か。	
17	検討するための時間が短すぎると思います。	
18	国のガイドラインや他府県の資料、良くない事例などと照合しながら、ゆっくり丁寧に見る時間がほしい。	
19	条例ガイドライン見直しに際しては、法の整合性だけを意識するのではなく、共同住宅のように、大阪府の実態に即した「課題の抽出」と「実態調査」が必要となるが、それらをすべて審議会・検討部会で進めることになるとう膨大な会議回数となる。課題に対応した専門部会を立ち上げ、実態調査と改訂素案作成まで進めさせてはどうか。	
<b>内容に対する意見</b>		
20	はじめに (本書目的)	「ユニバーサルデザインの理念をふまえて…」本書にこのことを配慮している文面は必要と考えます。(見当たりません。)
21	全ページ	●:法・条例の基準、♡:望ましい整備、☆:設計上参考は、図中ではなく、毎ページ入れるほうが、図が煩雑にならなくて見やすい。
22	総論	条例の適用対象がなぜその用途規模なのか説明すべきである。
23		基準には数値規定と性能規定がある。性能規定の例は床の滑りなど。性能の基準については、総論で基準の読み方を書く必要がある。
24		ユニバーサルデザインは基準だけではなく、その基準を読む心が重要である。「基準を読む心」を持って、使い手のニーズ・意見を汲み取り、設計に当たることが望ましい旨を総論に記載すべき。
25	序章P.3～P.6	使う人の立場になっていません！ 表→詳細 は見にくいです。わかりにくいです。建物全体の平面図(アイソメ図)を表と詳細の間に入れる必要があると思います。建物平面図でどこがcheckポイントか(ex.出入口、EV・・・)把握したいです。増築の場合⇒既設建物のどこまで適用するかを図示とか。非住宅建物の場合、住宅建物の場合、小規模建物の場合とか・・・
26	法・条例文	漢数字を算用数字表記にできないのでしょうか？ 条文を照合しにくいので。
27	条文のあと	この建物に何がかかるとか、玄関・廊下・WC・オストメイト用設備など、一目でわかるマトリックス(表)があればわかりやすい。(以前申請時に使われているチェックリストなど)
28	各論	図表等ビジュアルも駆使し、わかりやすい図書とすることが望ましい。ただし、図化してしまうだけでは、設計者は何も考えずにそのまま使ってしまうため、各論の中でも「なぜその寸法なのか」といった意図がわかるようにしておく必要がある。(設計者がきちんと考えて設計するような工夫)
29	P.6、P.18、P.75、P.108 ほか	単位がバラバラ。cmならcmで統一すべきではないでしょうか。条文がそうなっている部分でも、ガイドラインの図ではわかりやすく書き換えるほうがよいと思います。
30	P.41、P.79、P.94	生衛法・興行場法・消防法・建築基準法などの整合性や関連を調査しています。

番号	ご意見		
31	【2】出入口	P.10、 P.12、 P.14	図2.3 視覚障害者誘導ブロックの敷設では、自動ドアと誘導ブロックはアキ寸法30cmですが、図2.7では、おそらく30cm以上の図になっているし、風除室に連続した誘導ブロックの表記がない。また、図2.2 マットスイッチは100cm以上となっている。視覚障害者のための誘導ブロックとマットスイッチは、全く違う目的であることはわかっているが、実際設計するときに、どうすればいいの？となるのではないかと注釈を入れる等の対策が必要だと思う。
32		P.12	図2.4 呼び出し設備(インタホーン)として音声のみのインタホーンだけでなく、内部の関係者(警備員含む)の顔が見えるモニターを図として加えておく。理由→聴覚障害者の訪問者に内部からの声だけでは対応できない。
33		P.14	図2.7 自動式引き戸 文字位置ずれ。図2.8引き戸引き残し部分建具の点線みにくい。
34	【4】階段	P.26	単位が不明。単位がなければmmというのは建築関係者にしかわからない。どこかに明記。
35		P.30	エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて表示等が読みにくい場合がある。P.38のエスカレーター同様、エレベーター乗り口は、適当な照明を配慮してほしい。
36	【6】エレベーター	P.32	乗客への情報提供。表示 緊急時には音声による案内を行なう。→「電光表示板やディスプレイ(モニター)による文字情報」を加えること。理由: 音声だけ「行う」とあり、ほか項目の電光表示等は「望ましい」と書いてあり、聴覚障害者を軽視している。
37		P.33	図4.1EVのディテール 文字情報伝達のためのディスプレイやモニター(顔や手話会話ができる範囲)を一般用ボタンの上に図示すること。非常時に外部者と手話会話、またコミュニケーションボードによる意志疎通ができるようにするため。
38		P.44	便器 女性用には、用便中を外部に知らせないよう、音楽を流すとか水音を流す装置があるが、この場合は装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。理由: この音が流れている時が聴覚障害者にはわからない。
39	【8】便所	P.45	冷暖房設備・非常時のための設備 フラッシュランプを「文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ」に変える方がよい。理由: フラッシュランプは10年ぐらい前の情報伝達方法として普及したが、現在はユニバーサルデザインによるいろいろな製品が出ているし、「ディスプレイ」の方が現実的でよい。
40		P.49	図8.8その他の便所 立面図に呼び出しボタンの他にディスプレイとわかる図を入れる。理由: 呼び出しボタンが音声による連絡取り合いなら、視覚情報ができるモニターが必要。、なおこのディスプレイは緊急情報を映すにも役に立つ。
41		P.50	図8.6 表の単位がない。
42		P.66	浴室・その他の設備 浴室とトイレが一体化したハコも含めて、緊急情報が文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイを備える。理由: 寝室使用だけでなく入浴、用便中に緊急事態が起きる場合を想定して。
43	【10】ホテル又は 旅館の客室	P.69	図10.6 文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイの図に変える方がよい。理由: 現在はいろいろな製品が開発されている。
44		P.70	図10.7 浴室の鳥瞰図にも文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイの図を入れる。理由: 密室でも視覚情報を伝えられるよう促す。
45		P.72~ P.73	脱衣所(更衣室含む) 緊急連絡用の文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイを備える。理由: 聴覚障害者だけ入室する場合にも対応できる。上記をわかりやすく絵で表示。

番号	ご意見		
46	【12】標識	P.76	12項目で標識がありますが、重複しても各項目でも、関連の標識サイン、点字についての内容があれば使いやすい。
47	【14】案内設備までの	P.85	図13.2 単位がない。
48	経路	P.87	図13.6 キャプションが必要だと思う。
49	【17】子育て支援設備	P.98	17項目「子育て支援設備」は、国策上もっと前にもってくるべき？（たとえば11項目の後）古くからの設計者や事業者でも見落としやすい部分と思われる。
50		P.102	カウンターのある店舗 「電光板」から「文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等」に変える方がいい。理由：現在はいろんな製品が開発されている。
51		P.107	図19.6 「電光板」から「文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等」を図を変更する。理由：聴覚障害者だけでなく視覚情報を必要とする人が多く潜在するので、この図示で強く意識させたい。
52	【18】内装等	P.103、 P.108、 P.109	一例として、大阪興行協会での障がい者の方からのご指摘と要望を紹介します。近年、映画館はシネコン（複合劇場）が主流となりました。車椅子ご利用の身障者の方から、「車椅子席の場所が見づらい所にある。客席中央に設けて欲しい」との要望です。（実際は安全面を配慮して、ドアと通路の近くに設けています）スタジアム形式（階段状）の中央に車椅子席を設けることは、現状では無理です。ここで結論を出すと話は前に進みません。これから建設する劇場では、実現の可能性があります。関西発の身障者専用のバリアフリー劇場を建設することです。（東京では昨年オープン）聴覚障がい者の方へ字幕表示、視覚障がい者の方へは音声ガイドで映画を鑑賞していただけます。身障者の方々に喜んで頂けるよう、努力して参ります。
53	参考資料		点字サインについて、設計・監理者や施工者、事業主が正しいかチェックするための資料をつけてほしい。現状は、サイン業者に任せていることが多い。危険を伴う部分なので、照合する資料がほしい。
54			視覚障がい者誘導ブロックの扱いについて、行政庁によって異なる現状を整理しなくてよいのでしょうか。
55			知的障害・発達障害向けの標識及び案内設備の項目を「知的障害・発達障害支援設備」の項目の中で整理してください。
56			案内所での対応マニュアル（知的障害・発達障害を含む）の整備を追加してください。
57	その他		写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーションボード、絵カードなどのコミュニケーション支援ツールの整備を追加してください。
58			IT・ICT技術の導入による情報提供の工夫を追加してください。（例示）音声入力による券売機など
59			「府まち条例」に「駅員の配置」に関する項目を加えて頂きたい。 「駅舎の駅員無配置（無人駅）」が障害者等、移動制約者の円滑な移動を困難にさせているということを踏まえ、何らかの具体的な記載をするべきと考える。